

【WebMoney 加盟店規約】

第 1 条（目的）

本規約は、株式会社ウェブマネー（以下「当社」という）と「WebMoney 加盟店契約」（以下「加盟店契約」という）を締結した加盟店との契約関係について定めることを目的とします。

第 2 条（定義）

本規約において、次の用語は以下に規定されたとおりの意義を有するものとします。

- (1) 「WebMoney」：当社が発行する電子マネー。
- (2) 「WebMoneyID」：決済システムに送信するために個別の WebMoney に付与された英数字等による 16 桁の番号。
- (3) 「決済システム」：WebMoneyID を入力および送信することによって、所定の金額を限度としてインターネット上での取引代金を決済することができるように構成されたシステム。
- (4) 「WebMoney ウォレット」：利用者が、自己が保有する WebMoneyID の残高を管理し、またはサービスや商品の購入の対価を支払うために、当社が提供するサービス。
- (5) 「加盟店登録申込書」：申込者が加盟店としての登録を申込むために当社に提出する申込書。
- (6) 「加盟店」：当社が定める手続きに従って加盟店の申込を行い、当社が承認のうえ加盟店として登録された個人、法人および団体。
- (7) 「利用者」：加盟店から商品またはサービス等を購入し、決済システムを利用して WebMoney にて決済する者。
- (8) 「加盟店サイト」：加盟店が運営する Web サイトのうち、加盟店が加盟店登録申込書または変更届等により当社に届出、当社の承認を得た Web サイト。
- (9) 「対象商品」：加盟店が提供する商品またはサービスのうち、加盟店登録申込書または変更届等により当社に届出、当社の承認を得た商品・サービス。
- (10) 「決済業務」：利用者が保有する WebMoney の利用可能残高から、利用者が購入した対象商品の代金相当額分を減額すること。
- (11) 「モジュール等」：当社が加盟店に交付する、決済システムを利用するために必要となるクライアント・モジュール（以下「クライアント・モジュール」という）を格納した媒体、クライアント・モジュールの導入手引および決済システムの運用手順説明書その他所定の書類等。

第 3 条（加盟店登録手続および加盟店契約の成立）

1. 申込者は、加盟店登録申込書およびその他当社が指定する書類を当社に提出のうえ、当社の審査を受け、当社の承認を得なければなりません。当社が加盟店としての登録を承認した場合、その旨を申込者に対し通知します。申込者は、通知受領日より 10 日以内に所定の加盟店登録手数料を支払うものとし、当社は当該加盟店登録手数料の支払いを確認のうえ、申込者を加盟店として登録し、加盟店に対し加盟店番号を付与します。加盟店登録手続が完了した時点で、当社と加盟店との間で加盟店契約が締結されるものとします。
2. 前項の加盟店登録手数料の振込手数料は申込者負担とします。また、加盟店登録手数料は理由の如何を問わず返金されないものとします。

第4条（加盟店の遵守事項）

加盟店は、次に掲げる事項について遵守するものとします。

- (1) 加盟店サイト上に当社が定める「加盟店マークの表示ガイドライン」に従い加盟店マークを表示するものとします。
- (2) 加盟店登録申込書または変更届等にて当社に届出、当社の承認を得た対象商品についてのみ決済システムを利用するものとします。
- (3) 決済システムを利用して酒類、商品券類、タバコ、印紙、切手等、法令その他規制により許認可または届出が義務付けられている商品またはサービスの販売を行う場合、監督機関から交付された営業許可証等の写しを提出するものとします。
- (4) 利用者からの商品またはサービスに関する問い合わせや苦情等に対応する窓口を設置のうえ、自己の責任において利用者からの問い合わせや苦情等に対応するものとします。
- (5) 加盟店サイトに対象商品を掲載し、または対象商品の告知・広告を行うにあたり、特定商取引法、景品表示法、著作権法、資金決済法等の法令に違反しないものとし、また、利用者に誤認を与える表示をしないものとします。

第5条（禁止行為）

1. 当社は、加盟店による決済システムの利用に関し、次に該当する行為を禁止するものとします。

- (1) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- (2) アダルト、わいせつ、児童ポルノ、児童虐待、売春、暴力行為等に相当する画像、動画、文章等を送信もしくは表示し、またはこれらに相当する商品またはサービスを販売する行為。
- (3) 政治団体、宗教団体その他の団体への加入を勧誘し、または寄付を求める行為。
- (4) リアルマネートレードまたはこれに類似する行為。
- (5) 虚偽または不当な表示をなす行為。
- (6) 当社または第三者のプライバシー、名誉、信用、財産を毀損もしくは侵害し、または毀損もしくは損害するおそれがある行為。
- (7) 当社または第三者の特許権、商標権、著作権等の知的財産権、その他の人格的または財産的権利を侵害する行為。
- (8) 不公正な取引方法により当社または第三者の営業を妨害する行為。
- (9) 決済システムの運営を妨害する行為。
- (10) 当社または第三者に不利益を与える行為。
- (11) クライアント・モジュールを逆コンパイル、逆アセンブル、その他解析し、また、WebMoneyによる決済以外の目的でクライアント・モジュールを使用したり、クライアント・モジュールを改変する行為。
- (12) 上記各号のいずれかに該当する行為が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。
- (13) 上記各号の他、法令、公序良俗、または本規約に違反する行為。
- (14) 当社の事前の書面による承諾なしに第三者に決済システムを利用させる行為。
- (15) 上記各号の他、当社が不適切と判断する行為。

2. 当社は、加盟店または加盟店の対象商品が前項各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、加盟店に対し是正を要請することができるものとし、加盟店は速やかにこれに応じなければならぬ

いものとしてします。

3. 加盟店は、対象商品を、利用者に提示した提供条件に従い提供するものとしてします。加盟店は、対象商品に関連する一切の事項について責任を負うものとし、当社が何ら損失・損害を被らないようにしなければならぬものとしてします。

第 6 条（決済システムの構築および運用）

1. 当社は、加盟店に対し、決済システムの設定の変更、調整等を行ったうえ、モジュール等を交付し、加盟店が決済システムを利用できるようにします。ただし、加盟店が決済システムを利用して対象商品を提供するために自己の Web サイトを開設し、これを維持するために必要となる一切の施設・設備・機器等は加盟店の責任と費用負担により調達し、管理運営するものとしてします。
2. 当社が加盟店に提供するモジュール等に関する所有権、著作権その他一切の権利は、加盟店に移転しないものとしてします。
3. 当社は、決済システムを管理運営し、WebMoney による決済業務を行うものとしてします。ただし、加盟店が次に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当社は加盟店による決済システムの利用および決済業務を拒否することができるものとしてします。
 - (1) 加盟店が本規約に違反し、または違反するおそれがある場合。
 - (2) 加盟店申込書類その他の必要書類に虚偽または不正確な記載がなされた場合。
 - (3) 上記の他、当社が合理的に不適切と判断した場合。

第 7 条（決済システムの中止・停止）

1. 当社は、次に該当する場合、決済システムを中止または停止できるものとしてします。
 - (1) 決済システムの点検・保守・修理・その他必要な作業のため、決済システムを一時的に中止・停止する必要が生じた場合。
 - (2) 天災事変、通信回線の故障、その他当社の責によらない事由による場合。
2. 前項に基づき決済システムを中止または停止する場合、当社は加盟店に対し事前に通知するものとしてします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、本条に基づく決済システムの中止または停止により生じた加盟店の損害について、一切責任を負わないものとしてします。
4. 当社は、当社の責に起因する決済システムの中止もしくは停止により加盟店に生じた損害を賠償する場合、現実が発生した直接の損害に限り、賠償するものとしてします。

第 8 条（テスト ID およびテストウォレットの利用に関する同意事項）

1. 当社は加盟店に対し、決済システムの動作確認のみを目的として、テスト用 WebMoneyID(以下「テスト ID」という)を発行します。また、当社は加盟店に対し、必要に応じて、テスト ID とは別途テスト用 WebMoney ウォレット(テストウォレット利用のために発行する ID およびパスワードを含む。以下「テストウォレット」という)を提供します。
2. 加盟店は、テスト ID およびテストウォレットの使用に関し、次に掲げる事項を遵守するものとしてします。
 - (1) 決済システムの動作確認以外の目的に使用しないものとしてします。
 - (2) テスト ID またはテストウォレットを厳重に管理するものとし、加盟店の責任者または当該責任者の管理の下で加盟店の被用者のみが使用するものとし、加盟店の責任者および加盟店の被用者

以外の第三者に使用させてはならないものとします。

- (3) テスト ID またはテストウォレットの使用に関し、一切の責任を負うものとします。
 - (4) テスト ID またはテストウォレットが紛失、盗難、不正利用され、またはその疑いがある場合には、ただちにその旨を当社に通知するものとします。
 - (5) テスト ID またはテストウォレットにより決済処理された金額は、第 10 条に基づき当社が加盟店に支払う決済処理金額に含まれないものとします。
 - (6) テスト ID またはテストウォレットの使用に関連して第三者との間で紛争等が生じた場合には、加盟店は自己の費用と責任においてこれを解決・処理し、当社に一切迷惑をかけないものとします。また、当該紛争等に起因して当社に生じた一切の損害・損失および費用（当社の弁護士費用も含む）を、加盟店は直ちに補填するものとします。ただし、当該紛争等が当社の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。
3. テスト ID またはテストウォレットの使用に関し、前項各号のいずれかに違反し、または違反するおそれがあると当社が合理的に判断した場合、当社はテスト ID またはテストウォレットの使用を停止できるものとし、加盟店はこれに異議を申し立てないものとします。
 4. 加盟店は、本規約に基づく加盟店の資格を喪失した場合、直ちにテスト ID またはテストウォレットの使用を中止し、これを当社に返還するものとします。

第 9 条（手数料）

1. 加盟店は、当社の決済システムにて利用者が決済した金額（以下「決済処理額」という）に応じ、加盟店登録申込書に記載する手数料を支払うものとします。
2. 当社は、30 日前に加盟店に通知することにより、手数料を変更することができるものとします。

第 10 条（決済処理額の支払い）

1. 当社は、各月中に利用者が加盟店の対象商品の購入にあたり WebMoney にて決済を行った合計金額から、同月中の手数を差し引いて、その残額を翌々月の 10 日まで（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日）に支払うものとします。なお、振込手数料は当社が負担するものとします。
2. 当社にて減額した利用者の WebMoney の利用可能残高について、利用者から加盟店への対象商品の返品、キャンセルその他事情により、加盟店からの依頼に基づき、当社にて減額前の利用可能残高まで増額するリファンド処理を行う場合、リファンド処理を行った金額は、前項に基づき当社が加盟店に対して支払う決済処理額から同月中に当社がリファンド処理を行った金額（およびその手数料）を差し引くことにより精算されるものとします。
3. 決済処理額から、第 1 項の手数料ならびに第 2 項のリファンド処理がなされた金額を差し引いた残額がマイナスとなった場合には、加盟店が当社に対してマイナス分を翌々月の 10 日までに支払うものとします。なお、この場合の振込手数料は加盟店負担とします。
4. 第 1 項の手数料および第 2 項のリファンドにかかる手数料には消費税等がかかるものとします。

第 11 条（販促用 WebMoney ID）

1. 加盟店は、対象商品の販売促進またはキャンペーンを目的として WebMoney ID（WebMoney ID がスクラッチ印刷されたカードを含む。以下「販促用 ID」という）を発注することができます。発注の際は、当社所定の申込書にて発注するものとします。
2. 加盟店は、当社からの納入確認後、3 営業日以内に検査を行い、検査結果を当社に通知するものとし、

当該検査の合格をもって納入完了とします。なお、3営業日以内に何ら通知がない場合、3営業日経過後に検査に合格したものとみなします。

3. 加盟店は、利用者に対し販促用 ID を交付する際、販促用 ID を管理するために当社が発行する、販促用 ID と対になる 16 桁の管理番号と共に交付するものとします。また、販促用 ID を重複して交付してはならないものとします。
4. 当社が事前に承諾した場合を除き、対象商品以外の目的、商品またはサービスのために販促用 ID を交付してはならないものとします。
5. 販促用 ID の納入前に生じた販促用 ID の滅失、毀損その他一切の損害は、加盟店の責に帰すべきものを除き当社の負担とし、販促用 ID の納入後の滅失、毀損その他一切の損害は、当社の責に帰すべきものを除き加盟店の負担とするものとします。
6. 当社は、第 2 項に定める納入完了後 1 ヶ月に限り、本条に基づき納入した販促用 ID について瑕疵担保責任を負うものとします。
7. 前項の場合を除き、加盟店は、いかなる理由があっても販促用 ID を返品することはできません。
8. 加盟店は、販促用 ID を第三者に販売してはならないものとします。
9. 当社が本条に基づき納入した販促用 ID について加盟店に対して負う責任は、当社の責に帰すべき場合に限り、現実が発生した直接の損害について、当社が納入した販促用 ID の券面額に相当する金額を上限とします。
10. 当社は、加盟店に納入した販促用 ID が不正利用され、もしくは不正利用の虞があり、または利用者以外の者によって使用されたことを含むがこれに限定されることなく、当社の責めに帰すべき事由によらず発生した損害につき、責任を負わないものとします。

第 12 条（守秘義務）

1. 当社および加盟店は、加盟店契約に関連して知り得たお互いの技術上、営業上その他一切の情報（モジュール等、WebMoneyID、テスト ID およびテストウォレットを含む。以下「秘密情報」という）を、善良な管理者の注意義務をもって秘密として厳重に管理するものとします。また相手方の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に対してこれらの秘密情報を開示し、またはこれらの秘密情報を含む一切の資料を交付しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する情報は秘密情報から除外されるものとします。
 - (1) 取得以前に、すでに公知であるもの。
 - (2) 取得後に、取得者の責によらず公知となったもの。
 - (3) 取得以前に、既に所有していたものでその事実が立証できるもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに入手したもの。
3. 当社および加盟店は、裁判所、政府もしくはその他の行政機関による秘密情報の開示の要請または命令を受けた場合には、かかる要請または命令を受けたことを相手方に通知したうえで、かかる秘密情報を最小限の範囲で開示することができるものとします。
4. 本条は、WebMoney ID、テスト ID およびテストウォレットについては加盟店契約終了後期間の定めなく、その他の秘密情報については加盟店契約終了後 3 年間、有効に存続するものとします。

第 13 条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、加盟店登録申込書に記載された担当者の個人情報を、加盟店登録審査、決済システムの運用管理、および加盟店契約に関する連絡または送付物の送付の目的で利用するものとし、法令および

当社が定める個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に則り厳重に管理するとともに、本条に記載する目的以外に利用しないものとします。

2. 加盟店は、当社が決済システムの管理運用の一部または全部を第三者に委託する場合、当社が個人情報について必要な保護措置を講じたうえで、前項により取得した担当者の個人情報を、委託先に提供し、委託先企業が委託の範囲内で利用することに同意するものとします。

第 14 条（競業避止）

加盟店は、当社より決済システムの運営に関する秘密情報を開示されることを認識し、かかる秘密情報を適切に保護するために決済システムと競合するシステムの開発または運営に関与しないこととします。但し、当社が個別に承諾した場合はこの限りではありません。

第 15 条（第三者との紛争処理）

対象商品に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、加盟店はその費用と責任においてこれを解決・処理し、当社には一切迷惑を掛けないものとします。また当該紛争に関連して当社に生じた一切の損害・損失および費用（当社の弁護士費用も含む）を直ちに補填しなければならないものとします。

第 16 条（免責）

1. 天災事変、戦争、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、電話回線もしくは諸設備の故障、その他当社および加盟店の責に帰すことのできない事由に起因する加盟店契約の履行遅延または履行不能については、当社および加盟店は互いに何らの責任も負わないものとします。
2. 前項の場合その他事由の如何を問わず、加盟店契約の履行が困難となり、もしくはその恐れが生じ、または加盟店契約の履行に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合は、当社および加盟店は直ちに相手方にその旨を通知して協議を行い、双方の事業運営への影響を最小限とするよう努めるものとします。

第 17 条（有効期間および解除）

1. 加盟店契約は、第 3 条に基づき加盟店契約が成立した日から 1 年間有効とします。加盟店契約の期間満了日の 30 日前までに、当社または加盟店のいずれからも何ら申し出がない場合、加盟店契約は更に 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 当社は、加盟店に下記のいずれかの事由が生じた場合、何ら催告することなくただちに加盟店契約を解除し、加盟店による決済システムの利用を停止できるものとします。
 - (1) 本契約に違反し相当の期間を定めた催告を行ったにもかかわらず、これが是正されなかったとき。
 - (2) 第三者より仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売の申請を受け、仮登記担保契約に関する法律第 2 条に定める通知、手形交換所の警告・取引停止処分もしくは租税公課の滞納その他処分を受け、またこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由を生じたとき。
 - (3) 支払停止、支払不能等の状態に陥り、または破産、特別清算、会社更生手続および民事再生手続等の倒産処理手続（本契約締結後に改定もしくは制定されたものを含む）の申立を受け、もしくは自らこれらの申立をしたとき。
 - (4) 解散、営業の廃止、あるいは事業の全部または重要な一部の譲渡の決議を行い、または資産もしくは事業内容に重大な変更が生じたとき、あるいは財産状況が著しく悪化したとき。

- (5) 営業停止または営業許可取消等もしくは株式上場廃止等の処分を受けたとき。
 - (6) 前各号の何れかの事由が発生するおそれがあると認めるとき。
 - (7) 加盟店との連絡がとれない等、加盟店としての継続が困難であると当社が合理的に判断し、当社が加盟店に対して登録廃止を決定し、その旨を加盟店に書面により通知した場合。
 - (8) 加盟店が、本規約第 5 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 20 条および第 21 条に規定された義務のいずれかに違反した場合。
 - (9) 加盟店が現に行いまたは過去に行った商取引 (WebMoney の利用を伴うと否とのを問いません) に関して、利用者の権利を侵害するおそれがあると当社が合理的に判断した場合。
3. 当社は、決済システムの管理運用を終了することを決定した場合、その旨を加盟店に対して書面により通知します。当該通知が発せられた日から 30 日が経過したとき、加盟店契約は終了するものとし、ます。
 4. 加盟店は、第 2 項および第 3 項に基づき加盟店契約が終了した場合であっても、当社に対し、加盟店契約の終了により生じた損害の賠償を求めることはできません。
 5. 加盟店は、加盟店契約の有効期間中といえども、加盟店契約の解約を希望する日の 30 日前に当社所定の解約届出書にて当社に申し出ることにより、加盟店契約を解約できるものとします。
 6. 本規約第 5 条第 3 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 3 項および第 4 項、第 8 条第 4 項、第 10 条第 1 項および第 3 項、第 11 条第 6 項、第 7 項、第 8 項、第 9 項および 10 項、第 12 条、第 13 条第 1 項、第 14 条、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 17 条第 4 項および第 6 項、第 18 条、第 19 条第 3 項、第 20 条、第 21 条第 2 項、第 23 条、ならびに第 24 条の規定は、加盟店契約終了後も有効に存続するものとします。

第 18 条 (契約終了後の処理)

1. 加盟店契約が終了した場合、加盟店は、直ちに決済システムの利用を停止するものとし、当社の商標を削除し、加盟店サイト上から当社および WebMoney に関する記述を削除するものとします。また、モジュール等、およびテスト ID 等その他当社が加盟店契約に基づき交付した書類・物品等の一切を速やかに当社に返却するものとします。
2. 当社は、加盟店契約終了後のリファンド処理は行わないものとします。

第 19 条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社および加盟店は、以下に定める反社会的勢力に該当せず、かつ、反社会的勢力との間に資本関係または取引関係その他一切の関係を持たないものであることを互いに保証するものとします。
 - (1) 暴力団。
 - (2) 暴力団員または暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者。
 - (3) 暴力団準構成員。
 - (4) 暴力団関係企業。
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ。
 - (6) その他前各号に準ずる者。
2. 当社および加盟店は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 当社または加盟店は、相手方が第1項に定める反社会的勢力と資本関係または取引関係その他の関係を有したとき、何らの催告をしないで加盟店契約を解除することができるものとし、これにより被った損害の賠償を相手方に対し請求することができるものとし、これを以てします。

第20条（地位の譲渡等の禁止）

加盟店は、当社の事前の書面による承諾なく本規約上の地位または権利を第三者に譲渡し、質入れし、または担保に供する等の処分を行ってはならないものとし、これを以てします。

第21条（通知）

1. 相手方に対する通知は、あらかじめ相手方が届け出た宛先に郵便、ファックスまたは e-mail にて送付または送信することによって行うものとし、これを以てします。郵便による場合には投函後2日後に、ファックスおよび e-mail による場合には到達時または到達を確認するメッセージ受信時に通知されたものとし、これを以てします。
2. 加盟店は、氏名、商号、所在地、対象商品その他加盟店登録申込書その他の必要書類に記載された事項に変更があった場合には、速やかにその旨を当社へ通知するものとし、これを以てします。加盟店が通知しなかったことにより、当社から加盟店に対する通知、送付書類、決済処理金額等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに加盟店に到達したものとみなすものとし、これを以てします。加盟店に損害が発生した場合も当社は一切責任を負わないものとし、これを以てします。

第22条（規約の変更）

当社は、本規約の全部または一部を変更する場合があります。本規約を変更した場合には、当社は新規約または当該変更内容を加盟店に通知し、または当社のホームページ上にて告知します。規約の変更は、規約の末尾に記載する改訂日に発効するものとし、以後、加盟店は変更後の規約に従うものとし、これを以てします。なお、加盟店は、変更後の規約を承認しない場合、当社に対し書面にて通知することにより加盟店契約を解約することができるものとし、これを以てします。

第23条（準拠法および合意管轄裁判所）

1. 本規約および加盟店契約の準拠法は日本法とします。
2. 加盟店契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（協議）

本規約に定めなき事項または加盟店契約の履行に関し疑義を生じた場合には、当社と加盟店との間で誠意をもって協議し、円満解決を図るものとし、これを以てします。

以上

改訂日：2010年8月1日

2012年4月9日